

フリースクール等に通われている児童生徒の ご家族への補助金制度をご利用ください

フリースクール等を利用する不登校児童生徒（小・中学生）が多様な学びの機会を確保し、健やかな成長及び社会的自立を図ることができるよう、その保護者の経済的負担を軽減するとともに、不登校児童生徒の教育的支援を推進するため、「フリースクール等利用児童生徒支援補助金」制度を開始します。

補助金額

児童生徒1人につき上限

2万円/月

児童生徒1人あたりの補助額は、1月につき、利用料等の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、20,000円を上限とします。ただし、入学料及び交通費は対象外となります。

対象者

次のすべてに当てはまる保護者を対象とします。

- (1) 印西市内に住所を有する不登校児童生徒の保護者
- (2) 当該不登校児童生徒が、在籍する学校に登校が困難な状態にある
- (3) 当該不登校児童生徒が、市が認定したフリースクール等に通所している
- (4) 当該不登校児童生徒の様子等について、在籍学校とフリースクール間の情報共有に同意している
- (5) 市や県の相談機関と必要に応じ連携ができる
- (6) 他の団体から同じ費用の補助を受けていない
- (7) 市税の滞納がない

申込方法・問い合わせ

市HPに掲載の申請書をダウンロードし、お申込みください。生涯学習課・教育センター窓口、でも配布しています。現在の認定施設など、詳しくは市HPをご確認ください。

印西市生涯学習部生涯学習課 電話：0476-33-4729（課直通）
Email：syougaku@city.inzai.chiba.jp



申請のながれ（令和8年度）

STEP1

1. 申請書の提出

申請は毎年度必要です。

【締切】

利用開始日（または体験などで費用が掛かった日）の属する月の翌月末まで

例：4月1日時点で利用を開始した方・・・5月末まで

（ただし、3月利用開始の場合は3月末までとなります）

【提出物】

- ① 印西市フリースクール等利用児童生徒支援補助申請書（第1号様式）
- ② フリースクール等への通所に関する契約内容が分かるもの
- ③ 申請者が市外在住の場合（または1月1日時点で印西市に住所がなかった場合）は、前年度の市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

STEP2

2. 認定

市から【認定通知書】または【不認定通知書】が届きます。

STEP3

3. 実績報告書等の提出

市へ4カ月に1度、計3回の提出が必要です。

【提出期間】

（1学期）4月1日～7月31日の実績報告書・・・8月末日

（2学期）9月1日～12月31日の実績報告書・・・1月末日

（3学期）1月1日～3月31日の実績報告書・・・4月20日

【提出物】

- ① 実績報告書（第6号様式）
- ② フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書（7号様式）

※②の【フリースクール等利用確認書兼補助金対象経費報告書（7号様式）】の作成は認定施設に
お願いしてください。（可能な範囲で、事前に市から認定施設へご案内等をいたします。）

STEP4

4. 補助金額の決定

3で提出された、実績報告を精査し、【交付決定通知書】を市から送付します。

STEP5

5. 補助金の請求の提出

4の交付決定通知書が届きましたら、【補助金交付請求書（10号様式）】を市へ提出してください。

GOAL

6. 補助金の払い込み

5で請求があった補助金額を、指定された口座に振り込みます。